

## 訪問看護ステーション ありがとう

### 重要事項説明書

訪問看護サービス及び（予防）訪問看護サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

#### 1. ご利用事業所の名称

法人の名称	合同会社 楽笑
代表者名	半沢 直美
事業所の名称	訪問看護ステーション ありがとう
介護保険事業所番号	0462290081
所在地	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字森久保 11-1
連絡先	0224-51-8517
相談担当者	森 ゆう子

#### 2. ご利用事業者の従業員の職種、員数

管理者	1名
看護職員	2.5人以上
事務員	2名

#### 3. ご利用事業所の営業日

月曜日から日曜日（12月30日～1月3日休日）

#### 4. 通常営業の実施地域

通常の事業実施地域は村田町、柴田町、大河原町としますが、他の地域でもご希望の方はお問い合わせください。

#### 5. ご利用者様の個人情報の取扱いについて

訪問看護ステーション ありがとうでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき個人情報の適切な管理に努めています。

#### 6. 事業所の情報開示について

ご利用者様及びご家族様の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。

## 7. (予防) 訪問看護サービスの内容

- ・身体の様子を観察し、その力や機能が発揮できるように生活過程を整えるためにお世話をします。援助内容は、
  - ① 生命の回復過程を促進する援助
  - ② 生命体に“害”となる条件・状況を作らない援助
  - ③ 生命力の消耗を最小にする援助
  - ④ 生命力の幅を広げていく援助
  - ⑤ 持てる力・健康な力を活用し高める援助
- ・認知症・精神障害者へのケア
  - ① ご利用様・ご家族様への信頼関係を早期に構築し、ご利用者様の療養生活に寄り添う看護を提供します。
  - ② 病気に対する正しい知識を理解していただきます。
  - ③ ご利用様・ご家族様と共に強みを導き出す関わりを行い、BPSD の防止やケア方法を考え、ご家族様の負担軽減を図り、安心できる家庭生活がおくれるよう支援します。
  - ④ その方らしい日常生活のペースづくりと活動づくりをおこないます。
  - ⑤ 内服治療が中断されないように支援します。
- ・必要な医療処置を行い、助言します。
  - ① 床ずれの予防や手当
  - ② カテーテルなどの医療器具の管理
  - ③ 糖尿病や透析中の方などの食事や生活の指導
- ・予防的な関わりや他機関との連絡調整をします。
  - ① 自立支援を目標とした介護方法を提供します。
  - ② 医師やケアマネージャー等関係機関と連携し、チームで在宅ケアを支援します。
- ・このような方は是非ご利用ください。
  - ① 介護が大変で共倒れしそう、相談する人がほしい。
  - ② 認知症にどう対応してよいのか困っている。
  - ③ 退院したらどう介護すればいいのか不安。

## 8. 事業所の特徴等

### (1) 事業の目的

この訪問看護事業所は主治医や他職種と密接に連携し、病気や障害があろうとも、住み慣れた場所で生活、療養生活が送れるように、(予防) 訪問看護計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、(予防) 訪問看護を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

〈理念〉 住み慣れた場所で一日でも長く、楽しく笑いながら日常生活を送れるように支援いたします。

〈基本方針〉

- ・ご利用様自ら回復力を高め、自分が望む安心した生活ができるように支援します。
- ・ご利用様やご家族様との対話の場を積極的に作り、心が通いあう在宅療養を支援します。
- ・職員の技術向上のために、勉強会・外部研修会の参加を励行します。

### ★ご利用にあたってのお願い

1. 保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類について、内容の変更の生じた場合は必ずお知らせください。
2. 契約書、重要事項説明書、同意書は重要な書類ですので大切に保管してください。

## 9. ご利用料及びその他の費用

### (1) ご利用者様負担金

- ・(予防) 介護給付サービスの場合は、料金表のサービス費の1割、2割、3割がご利用者様負担になります。ただし、介護保険でない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額がご利用者様の負担になります。介護保険利用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、関係市町村の窓口に提出いたしますと差額の払い戻しを受けることができます。
  - ・医療保険サービスの場合の利用料については、医療保険制度の法定利用料に基づく金額となり別紙のとおりです。別紙の金額の1割、2割、3割がご利用者様負担になります。なお、診療報酬改定の際には変更があります。
- ※一か月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市町村へ申請しますと超えた金額が高額療養費として支給されます。

(2) 料金表：別表参照

(3) 自費料金

- ご利用者様宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者様の負担になります。
- その他事業所で定めた自費サービスを特別に契約することも可能です。

(4) 支払い方法

前月のご利用料分に関するご利用者様負担金を、振り込み及び現金支払いとさせていただきます。

※ 振り込みの方、請求書は月の中旬にお渡し、振り込みを当月の25日までお願ひいたします。次回訪問時、領収書を持参させていただきます。  
(訪問終了された方は、請求書は郵送させて頂きます。)

〈振り込み先〉

七十七銀行 村田支店  
店コード805 口座番号5012196  
合同会社 楽笑 代表社員 半沢直美

※ 現金支払いの方、請求書は月の中旬にお渡し、次週訪問時に、お釣りの無いように準備して頂き、看護師に渡してください、次回訪問時領収書をお持ちさせていただきます。  
(訪問終了された方は、請求書は郵送させて頂きます。)

(5) 訪問キャンセルについて

- サービス利用日の9時までにご連絡をいただいた場合・・・無料
- サービス利用日の9時以降の連絡・及び訪問時不在の場合・・・当日利用料をいただきます

## 10. 解約権

事業所は、ご利用者様が著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、訪問看護サービスの目的を達することが不可能な場合、契約を解除することができます。

## 1 1. 契約の開始及び終了

- 開始は、契約を結んだ日を基準にサービスを開始します。
- 終了は、次の項目に該当した場合に終了とします。
- ① ご利用者様の要介護認定区分が自立と判断された場合
  - ② ご利用者様及びご家族様から契約解除の意思表示がなされた場合  
(主治医の指示により訪問看護が継続される場合もあります)
  - ③ 事業者から契約解除の意思表示がなされた場合
  - ④ ご利用者様が医療機関に入院（2ヶ月以内診療方針が出されない場合）または介護保険施設に入所された場合
  - ⑤ ご利用者様が死亡した場合

## 1 2. 事故発生時の対応

- ・訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族様・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等への連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ・事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 1 3. 非常災害時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止させていただく場合もあります。その場合事業所から連絡をさせていただきます。

## 1 4. 感染症対策

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修会、訓練を定期的に実施します。

看護師の清潔保持及び健康状態については必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

## 1 5. 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者様への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止の啓発、普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

#### 16. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者様、ご家族様が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶ・大声を出すなど）

#### 17. その他

職員がお礼や品物を受け取ることは事業所として禁止しております。

貴重品、金銭の管理は、ご利用者、ご家族で行なってください。看護師が出入りする場所や時間帯に置くのは避けてください。

大切なペットの安全を守るためにも、ケージに入れる等のご協力をお願いします。

ペットが逃げた場合の責任は持ちかねます。

職員がペットに噛まれた場合、治療費の相談をさせていただく場合があります。

## 18. 相談窓口、苦情対応

☆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所ご利用相談室  (月曜日から金曜日、午前9時～午後5時)	訪問看護ステーション ありがとう 管理者 森ゆう子 TEL 0224-51-8517
--	--

☆公的機関においても、苦情申し出ができます。

村田町健康福祉課	所在地 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6 TEL 0224-83-6402
宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 TEL 022-222-7700
協会けんぽ 宮城支部	所在地 仙台市青葉区中央4-4-19 アーバンネット仙台中央ビル14階 TEL 022-714-6850

令和 年 月 日

（事業所）

住所 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字森久保11-1

事業所の名称 訪問看護ステーション ありがとう

管理者名 森 ゆう子 印

上記の重要事項説明書の説明を受け、了承しました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

（代理人 氏名） \_\_\_\_\_ 印